

第5期西予市特定事業主行動計画の策定について

1 計画期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間
女性活躍推進法（平成27年9月から令和8年3月まで）

2 取組内容（改正）

妊娠中等及び出産後における配慮

男性の子育て目的の休暇等の取得促進

育児休業等を取得しやすい環境の整備

時間外勤務の縮減

年次休暇の取得促進

ワーク・ライフ・バランスの推進と仕事と家庭の両立支援

3 数値目標

計画期間内に次の目標を達成することを目指します。

◆**男性の子育て目的の休暇取得率 ⇒ 100%**

配偶者出産補助休暇及び男性職員の育児参加休暇を取得しやすい職場環境をつくります

◆**男性職員の育児休業取得（1週間以上）率 ⇒ 85%**

育児休業及び育児短時間勤務制度等の周知を図り、男性職員の積極的な育児休業等の取得を促します

◆**係長相当職以上の女性職員の割合 ⇒ 25%以上**

女性職員に対し、キャリア形成の支援・計画的育成を進めます

◆**時間外勤務の年間上限時間数 ⇒ 年間360時間**

ノー残業デイを実施し、デジタル技術等を活用した業務効率化を図る等、時間外勤務の縮減に取り組みます

◆**年次休暇取得日数 ⇒ 12日以上**

WLB有給休暇、プレミアム休暇の周知啓発を図ります